

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 放置スーツケース問題

近年、訪日観光客の増加に伴い、空港やホテル、路上などに不要となったスーツケースを放置する行為が相次いでおり、爆発物などの可能性もあることから社会問題に。

## ◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

8/18(月) 赤口

19(火) 先勝

20(水) 友引 アフリカ開発会議(横浜)

21(木) 先負

22(金) 仏滅 バレーボール女子世界選手権

23(土) 先勝 処暑、旧暦7月1日、日韓首脳会談

24(日) 友引

## 先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

8/11(月) 山の日

12(火) 42,718 △898 148.26 ▼0.95

13(水) 43,275 △557 147.52 △0.74

14(木) 43,649 ▼626 146.55 △0.97

15(金) 43,378 △729 147.00 ▼0.45

## 先端設備導入に係る固定資産税の軽減特例

中小事業者等が市区町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した一定の機械・装置等に係る固定資産税を軽減する特例措置は、改正により令和7年4月から同計画に賃上げ方針を位置付けて労働者に表明することが必須となりました。

## ◆ 1.5%以上の賃上げ方針を位置付ける

本特例は、中小企業者が一定期間内に労働生産性を年平均3%以上向上させるための先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備が所在する市区町村の認定を受けることが前提となります。

改正により、雇用者給与等支給額を申請事業年度(令和7年4月以降に開始する事業年度)又はその翌事業年度において申請事業年度の直前の事業年度と比較し、1.5%以上又は3%以上増加させる賃上げ方針を策定して、労働者(全員ではなく代表者のみでも可)に表明することが要件に加わりました。

賃上げ方針を1.5%以上として認定を受けた計画に基づき一定の設備を新規取得した場合は、固定資産税の課税標準が3年間1/2に軽減されます。また、3%以上である場合は5年間1/4に軽減されます。

## ◆ 計画の認定後に取得した設備が対象

対象となる設備は、年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれる投資計画に記載された設備で、機械装置(160万円以上)、測定工具及び検査工具(30万円以上)、器具備品(30万円以上)、建物附属設備(60万円以上)です。

なお、申請前に先端設備等導入計画や新規取得設備に係る投資計画について、認定経営革新等支援機関の確認を受ける必要があります。また、設備は計画の認定後に取得しなければなりません。

■この記事の詳細は、情報BOX201531

## 土地の相続登記に係る登録免許税の免税措置

昨年4月から相続により不動産を取得した場合の相続登記が義務化されており、土地について相続登記を受ける際は土地の価額に対して0.4%の登録免許税が課せられます。

ただし、①土地を相続した方が相続登記をする前に亡くなった場合や、②相続した土地の価額が100万円以下の場合は免税措置があり、今年度改正で適用期限が令和9年3月まで延長されました。

なお、①は登記名義人のAから土地を相続したBが相続登記をする前に亡くなった場合に、Bを土地の登記名義人とするための相続登記が対象となります(Bから土地を相続したCを登記名義人とする相続登記は対象外)。

## マイナカードの電子証明書が期限切れの場合

マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書には有効期限(発行日から5回目の誕生日まで)があり、マイナ保険証の利用登録をしている方の電子証明書が有効期限切れとなった場合、有効期限満了日が属する月の末日から3ヵ月間はマイナ保険証を利用できませんが、更新手続きをしなければ利用できなくなります。

なお、協会けんぽでは有効期限満了日が属する月の末日から2ヵ月を経過した場合、資格確認書を事業主経由で送付するとしています。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 先端設備等導入に係る固定資産税の軽減特例の概要

中小企業等経営強化法で規定される認定先端設備等導入計画に基づく設備投資について、市区町村の判断により新規取得される償却資産に係る固定資産税が軽減される特例措置は、令和7年度税制改正により対象を賃上げ方針を表明する場合に限定する等の見直しを行った上で、適用期限を令和9年3月31日まで2年間延長しました。

### ◆先端設備等導入計画の概要

中小企業等経営強化法に規定された「先端設備等導入計画」は、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。この計画は、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。

具体的には、中小企業者が3年間～5年間（※1）に労働生産性を基準年度比（直近の事業年度末）で労働生産性（※2）を年平均3%以上向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、その内容が新たに導入する設備が所在する市区町村の「導入促進基本計画」に適合する場合に認定を受けられます（※3）。

認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。

※1 市区町村が策定する導入促進基本計画で定めた期間。

※2 労働生産性は【（営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働投入量（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）】で算定します。

※3 先端設備等導入計画記載の設備導入によって労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会、工業、地域金融機関等）に計画の事前確認を受けてから市区町村に申請する必要があります。

### ◆先端設備等導入計画による税制措置（固定資産税の軽減措置）

中小事業者等が適用期間内（令和7年4月1日～令和9年3月31日まで）に、雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明し、当該賃上げ方針を位置付けて市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減されます。

また、賃上げの方針が3%以上のものである場合は、5年間にわたって1/4に軽減されます。

### ◎対象設備等

年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画（※1）に記載された投資目的を達成するために必要不可欠な設備で、①機械装置（160万円以上）、②測定工具及び検査工具（30万円以上）、③器具備品（30万円以上）、④建物附属設備（60万円以上）（※2）が対象となります。（※3）

※1 対象設備が投資利益率の要件を満たすことについて、申請前に認定経営革新等支援機関による事前確認を受ける必要があります。

※2 家屋と一体で課税されるものは対象外です。

※3 市区町村が策定する「導入促進基本計画」によっては対象が異なる場合があります。

### ◎賃上げ方針の表明等について

国内雇用者に対する給与等の総額（以下「雇用者給与等支給額」）を、計画申請日を含む事業年度（以下「申請事業年度」）（※1）又はその翌事業年度において、申請事業年度の直前の事業年度と比較し1.5%以上又は3%以上増加させる賃上げ方針を策定して、従業員に表明します。

市区町村に先端設備等導入計画を申請する際に、認定申請書内に雇用者給与等支給額を1.5%以上又は3%以上増加させる賃上げ方針を従業員へ表明した旨を記載するとともに、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（※2）を添付します。なお、表明は従業員全員ではなく、従業員の代表者のみに行うことも可能です。

※1 令和7年4月1日以降に開始する事業年度に限定されます。

※2 表明を受けた従業員代表者の署名（記名・押印も可）が必要です。

### ◎留意点

・先端設備等の取得時期については、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須です。設備取得後の計画申請は認められません。

・市区町村に計画申請する際は、認定申請書とともに認定経営革新等支援機関から発行された先端設備等導入計画及び投資計画に関する確認書の提出が必要です。